

V 事業所運営に係る留意事項

6 実地指導について

栃木県では指定を受けた事業所における指定基準の適合状況や給付費の請求状況、利用者処遇等を確認するため、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく実地指導を定期的に行っています。

新規に指定を受けた事業所については、原則として、指定を受けた年度の翌年度に実地指導を実施します。日程や事前提出資料、準備いただく資料等については、個別に連絡させていただきます。